

令和元年 6 月 20 日

要 望 書

自由民主党再生可能エネルギー普及拡大議員連盟

岡山県美作市は、市内に太陽光発電設備を設置する発電事業者を対象にした法定外目的税「事業用発電パネル税」を創設する条例案を、6月定例市議会に上程した。早ければ2020年度から、パネル設置のための架台を土地に設置して事業を行なう状態（野立て型）の太陽光発電設備について、パネル面積1平方メートルあたり50円を課税し、約1億円の税収入を見込んでいる。太陽光発電に関する法定外目的税の導入を目指す全国で初めての事例となる。

しかし、この事業用発電パネル税条例は、FIT制度上の費用の積算に含まれていない費用を後から遡及的に付加することになるため、FIT制度を信頼して事業参入した事業者に不意打ちを与え、事業の予見可能性を失わせFIT制度の信頼を害する。また、別紙の通り、事業用発電パネル税は、法人税・法人住民税・法人事業税や固定資産税と別に課税されるため、事業者にとっては二重の税負担となり、法律上も総務大臣による法定外目的税条例を不同意とする要件を満たすという見解もある。

事業用発電パネル税が岡山県美作市で導入された場合、他の自治体が追随して類似の課税を条例で行い、全国に波及することは必至である。太陽光パネル1平方メートル当たり年50円課税されるような法定外目的税が全国に広がった場合、試算すると、数千億円規模で太陽光発電事業者の負担増となる。そうなれば、太陽光発電の導入促進だけでなく、風力、地熱、バイオマス等他の再生可能エネルギーの導入、ひいては再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取り組みにも大きな支障となりうることが懸念される。太陽光発電をはじめとする分散型の再生可能エネルギーと地域との共生は重要な課題であるが、地域の雇用や経済の活性化に資する再生可能エネルギー事業をより良い形で政策的に誘導していく必要がある。

再生可能エネルギー普及拡大議員連盟は、事業用発電パネル税に対する見解を別紙の通り明らかにするとともに、政府において、事業用発電パネル税に対して慎重に対応することを要望する。

政府においては、再生可能エネルギー普及拡大議員連盟での議論を踏まえ、条例可決前であっても美作市と協議・指導をしてコミュニケーションを取ることを求める。また、本件について、政府間においての情報共有・協議を早期の段階から密に行うことを求める。

別紙

1. 事業用発電パネル税は、地方税法 733 条第 1 号「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」に該当し、総務大臣による法定外目的税不同意要件を満たす。

(1) 太陽光発電事業の売電収入はパネル面積に比例するため、課税を受けるものの所得とパネルの面積には密接な関係がある。所得には既に法人税、法人住民税、法人事業税が課されているので、発電用パネルの面積を課税標準とする事業用発電パネル税は、これらの法人税、法人住民税、法人事業税と実質的に課税標準が同じと評価でき、経済的に二重課税となる。

事業用発電パネル税導入の趣旨として、「減価償却後の固定資産税の収入減を見据えて財源を確保する」ことが示されているが、これは実質的にみて固定資産税を重課することに繋がる。太陽光発電事業者は、既に償却資産税（固定資産税の一種）を払っているのに、更に事業用発電パネル税を課税することは償却資産課税の延長線上にある課税となり、法定外目的課税は固定資産税とも二重課税の関係にある。

(2) FIT 制度上、太陽光発電事業者の収入は、売電収入に限定される。買取価格を算定した調達価格等算定委員会の費用算定の積算に、事業用発電パネル税は含まれていない。政府が、20 年間固定金額で電気を買取る保証を制度的に与えたものに対して、地方自治体が後から課税できるとすれば、太陽光発電事業者は当初想定された「適正な利潤の確保」が困難となる。その上、太陽光発電事業者は電気の購入者へ転嫁できない経済的負担を負うことになり、負担は著しく重荷となり得る。

2. 事業用発電パネル税は、地方税法 733 条第 3 号「国の経済施策に照らして適当でないこと」に該当し、総務大臣による法定外目的税不同意要件を満たす。

わが国は再生可能エネルギーを主力電源と位置付け、FIT 制度に基づき重要な国の経済施策として再生可能エネルギーを普及拡大させてきた。また、再生可能エネルギーの投資を促進する目的で、環境関連投資促進税制が導入され、固定価格買取制度の事業認定を受けた一定規模の太陽光発電設備については、国税レベルにおいて特別償却や特別控除という各種の租税特別措置が講じられ、租税政策からも促進手段が打たれている。

事業用発電パネル税は、納税者である太陽光発電事業者が国税上受けている税の恩典を、地方公共団体が法定外目的税を後から導入して課税をしたのでは、国の税務政策の意味を減殺することになり適当ではない。

太陽光発電事業者の売電収入は、発電事業者が負担する費用を積算したうえで、発電事業者が適正な利潤を確保できるように決定されている。新しい固定価

格買取制度に従って投資をするのはリスクを伴うので、リスクに見合ったリターンを与えることにより、わが国は、再生可能エネルギーへの投資を活性化しようとした。後から法定外目的課税を太陽光発電事業者に課すことは、国の再生可能エネルギー促進方針と矛盾するだけでなく、買取価格決定方法に当初想定していなかった費用項目を加えることになり適当ではない。リスクを取って太陽光発電事業に投資をした投資家の期待を裏切るものであり、エネルギー憲章条約が投資家に保証する公正で衡平な扱い及び非阻害の原則(第10条)に反する。また、発電事業者の利潤を減少させるものであるから、発電事業者に適正な利潤を確保させ、もって再生可能エネルギーを促進しようとするわが国の経済政策に反する。